

JAPAN TOP TEAM 会則

第1章 総則

第1条 名称

本GYMは、JAPAN TOP TEAM（以下「本GYM」という。）と称します。

第2条 目的

本GYMの目的は、本GYMの会員に、本施設を提供し、会員相互の親睦を図り、併せて総合格闘技・キックボクシングなどの普及発展に寄与することとします。

第3条 所在地

本GYMの事務所は、港区赤坂 3-10-4 月世界ビル B1 階（以下「本施設」という。）内におきます。

第4条 運営

本GYM及び本施設の運営・管理は株式会社Martial Arts（以下「当社」という。）が行います。なお、会員の個人情報に関しては、当社が法令に従い適切な安全管理を講じたうえで取り扱います。

第2章 会員資格及び諸費用

第5条 入会及び諸費用

- 本GYMに入会を希望する者は、所定の申し込み手続きを行い、当社の承認を得るとともに、所定の初期費用を払い込まねばなりません。尚、入会の申し込みを承諾するか否かは、当社が判断するものとします。
- 入会金及び月会費は、当社の定める金額とし、一旦払い込まれた入会金及び月会費は、いかなる事由があってもこれを返還しません。
- 入会金、月会費および細則などで別途定める諸費用は、経済事情等の変動により、改定することがあります。
- 月会費の払い込み方法は、原則として、クレジットカード払いとします。

第6条 会員資格の譲渡禁止

本GYMの会員資格は、他人に譲渡することは出来ません。

第7条 入会資格

本GYMに入会できる者は、本GYMの趣旨に賛同した方とします。但し、下記に該当する方は入会することができません。

- 結核病、伝染病、およびこれに類する疾患を有する方
- 医師から運動を禁止されている方
- 本GYM又は当社が入会に適さないと判断した方

第8条 未成年者

未成年者が本GYMへの入会を希望する場合は、親権者の同意を必要とします。

第9条 休会

本GYMを休会する場合には、休会する日の属する月の前月5日（5日が休館日の場合はその前日）までに当GYM受付にて休会申込書をご提出ください。休会届は必ず本人が対面で行う必要があり、原則として電話やEメールでは受付しません。また、休会中は月額1,100円（税込）の休会費が発生します。

第10条 除名

当社は、会員が次の各号のいずれか一つにでも該当した場合、当該会員につき、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- 2ヶ月以上月会費を滞納し、相当期間を定めて支払いを催促されたにもかかわらず、これを支払わなかったとき
- 本GYMの品位、名誉、信用などを著しく傷つけ、又は本GYMの秩序を乱したとき
- 本会則その他、本GYMの定める規則に違反したとき
- その他、本GYM又は当社において、除名を相当と認める事由があったとき

第11条 資格の喪失

会員は、次の場合その資格を失うものとします。

- 退会したとき
- 死亡したとき
- 除名処分を受けたとき
- 後見、保佐又は補助の開始の裁判があったとき
- 失踪宣告を受けたとき
- 本GYMへの入会申し込みの際して、虚偽の事実を申告し、または不正な手段で入会したことが判明したとき
- その他前各号に準じる事由が認められたとき

第12条 退会

本GYMを退会する場合には、退会する日の属する月の前月5日（5日が休館日の場合はその前日）までに当GYM受付にて退会申込書にてご提出ください。退会届は必ず本人が対面で行う必要があり、原則として電話やEメールでは受付しません。また、会費等を未納の間は、退会することができません。

第3章 附則

第13条 ビジターの利用

当社は、会員以外の者（以下「ビジター」という。）に本施設を利用させることがあります。ビジターの料金、その他ビジターに関する規則は、別に当社が定めます。

第14条 本施設の廃止、利用制限

- 当社は次の事由により、本施設の一部又は全部を閉鎖することがあります。
 - 気象、災害、事故等の事由により、必要があるとき
 - 本施設の改造または補修のため、必要があるとき
 - 法律の改正、行政指導等により、必要があるとき
 - その他当社において必要があると判断したとき
- 当社は、本施設を利用して、会員及び会員以外の者を対象とした各種スクールを開催することができます。なお、会員は、スクール開催期間中、本施設の内、スクールで使用している部分について、原則として使用できないものとします。この場合、会員は、何らの異議を述べることができないものとします。
- 各種大会及び特別行事を開催する場合は、本施設の一部又は全部の利用が制限されることがあります。この場合、会員は、何らの異議を述べることができないものとします。

第15条 休業日

本施設の休業日は、祝日及び当社が毎月定めるものとします。

第16条 事故の責任

- 会員は自己の責任と危険負担において、本施設を利用するものとします。
- 会員が本施設を利用中に生じた盗難、傷害等の事故について、当社及び本GYMは一切責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失があった場合はこの限りではありません。
- 会員相互又は会員・ビジター間のトラブルについては、当事者同士で解決するものとし、当社及び本クラブは一切責任を負いません。

第17条 責任事項

- 会員は、同伴または紹介したビジターの本施設内における行為、事故等の一切につき、当社に対し、当該ビジターと連帯して責任を負うものとします。
- 会員は、同伴または紹介したビジターの当社に対する支払いについて、当社に対し、当該ビジターと連帯して責任を負うものとします。

第18条 会員証・受講票

- 当社は、会員に対して、本GYMの会員証を発行します。
- 会員は、本施設を利用する際、これを受付に提示しなければなりません。
- 会員証を他人に貸与、譲渡することはできません。
- 会員は、退会時に会員証を返還しなければなりません。
- 会員は、会員証を紛失、毀損した場合、本GYMに届け出再発行の手続きをしなければなりません。再発行の料金については細則によります。

第19条 利用規則

本施設の運用上必要と認められる事項については、別途利用規則によりこれを定めます。会員は、これを厳守しなければなりません。

第20条 個人情報の取り扱い

- 当GYMは会員の個人情報を以下の目的でのみ使用するものとし、目的の範囲を超えて利用する必要がある場合には、その旨を会員に告知するものとします。
 - 当GYMと会員の連絡のため
 - ご意見・お問合せへの回答、記録保管のため
 - 会員居住地のデータ分析等個人を特定しない統計情報管理のため
 - 当社内でのサービスのご紹介のため
 - 前各号のほか、当GYMの適正な運営に必要な範囲で
- 当GYMは、当社の個人情報保護規定に基づき、会員の個人情報を適正に管理します。

第21条 利用案内

当GYMの会員への諸通知等は、会員から届出のあった住所地及びEメールアドレスに対して行うものとします。会員の住所変更やEメールの受信状況により通知の延着や未到着があった場合でも、当社はそれにより会員が被った損害について責任を負いません。

第22条 細則

本会則に定めない事項については、別途細則によりこれを定めるものとします。

第23条 会則の改定

当社は、本会則、細則、利用規則等を改訂することがあります。この場合、会員は、改定した本会則、細則、利用規則等に従うものとします。

第24条 発効

本会則は、令和3年1月18日より発効します。

諸手続きの期限及び費用

	期限	費用
退会届	退会する日の属する月の前月の5日まで *1	無料
会員種別変更届	変更する前月の5日まで	無料
銀行口座変更	随時	無料
会員証の再発行について	随時	200円

*1 なお、月会費は退会月末日分までお支払いいただきます。

*2 上記以外でも、管理上必要な手続きをとって頂く場合があります。
